

健全な河川水環境のあり方に関する懇談会

議事の公開等について

健全な河川水環境のあり方に関する懇談会の議事の公開については、下記の通りとする。

記

- 1 . 会議は非公開とし、会議終了後速やかに議事要旨を作成し、委員に確認の上、発言者氏名を除き、会議資料とともに公表するものとする。
- 2 . 議事要旨及び会議資料については、公表により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあると委員若しくは事務局が判断した場合は、その全部又は一部を非公表とする。
- 3 . 1 から 2 までの規定により公表する議事要旨及び会議資料については、インターネットにおいて広く公開するものとする。

以上